

# 茨木市で事業を営む皆様へ 信用保証料の 補助が受けられます



対象の融資を受けた際に保証協会に納付した信用保証料を補助しています

## 01 茨木市内の事業所への資金として

対象者 以下の対象融資（融資額600万円以下）を受けた方

### 茨木市

- 中小企業振興資金
- 中小企業設備投資応援資金

### 大阪府

- 開業・スタートアップ応援資金
- 小規模企業サポート資金
- 経営安定サポート資金
- 経営改善サポート資金

## 02

補助額

保証料率 **1%**相当額

- 保証料率が1%未満の場合は、当該保証料額が補助額となります
- 返戻保証料充当額や国等からの補助金は補助金額から差し引きます

## 03

申請期限

貸付日（融資日）から  
**3か月**以内

- 申請期限を過ぎると受付できません

## 04

申請方法

必要書類を揃えて  
産業振興課窓口へ

- 必要書類は裏面をご確認ください

## 申請・問い合わせ先

茨木市 暮らし産業環境部 産業振興課

〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号 本館7階

TEL 072-620-1620

MAIL sangyoshinko@city.ibaraki.lg.jp

# 05

必要書類 下記の必要書類をご準備のうえ、産業振興課窓口にお越してください

## 1 保証決定のお知らせ（写）

金融機関から交付されます  
紛失された方は、借入金融機関で信用保証書の写しを請求してください

## 2 返済予定表（写）

金融機関での融資手続き完了後、金融機関から送付されます

## 3 信用保証委託申込書

金融機関で申込みをされた方は、申込金融機関に請求してください

## 4 振込先が確認できるもの（通帳等）

## 5 印鑑

社名等のゴム印等があればあわせてお持ちください

## 6 市税の完納証明書

- ・補助の要件確認後に市民税課に申請していただくため、**事前にご準備いただく必要はありません**
- ・完納証明書の申請時に、申請者の本人確認できる証明書（運転免許証・パスポート等）、**手数料300円**が必要です
- ・開業・スタートアップ応援資金をご利用の方で、確定申告時期が未到来のために完納証明書が発行されない場合は、開業届（法人の場合は法人設立届）をご提出ください



ご申請の前に必ずお読みください

- 本補助は、原則、各年度に1回限りです。  
災害に係る融資については、2回目以降でも補助対象となる場合があります。
- 市外事業所の運転・設備資金（市外への出店資金、市外店舗の改装資金、市外での営業資金など）や既保証分に係る信用保証料については補助対象外です。
- 融資額600万円超の融資については、本補助の対象外です。

